

# ごとろ事務所通信

6

June

2013

発行: 社会保険労務士ごとろ事務所  
〒491-0079 愛知県一宮市九品町 3-26-3  
TEL 0586-64-9086 FAX 0586-64-9087 email info@mail.sr-goto.com  
発行日: 2013年6月9日

## 知っ得情報

## 若者チャレンジ奨励金が創設されました！

若者の人材育成に取り組む事業主を支援することを目的として、「若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）」が創設されました。

### 【若者チャレンジ奨励金（若年者人材育成・定着支援奨励金）の概要】

この奨励金は、35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習（OJT）と座学（Off-JT）を組み合わせた訓練（若者チャレンジ訓練）を実施する事業主に支給されるものです。



### 1. 種類と支給額

訓練実施期間中に支給	訓練終了後に支給
訓練奨励金	正社員雇用奨励金
訓練受講者1人1月当たり15万円	訓練受講者を正社員として雇用した場合に、 1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円（計100万円）

※1年度に計画することができる訓練には、一定の上限があります。

### 2. 若者チャレンジ訓練の対象者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者とされています。

- 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者等であって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者
- 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者等

### 3. 奨励金を活用できる事業主の要件（主要なもの）

- ① 都道府県労働局長の確認を受けた訓練実施計画に基づき訓練受講者（雇用保険被保険者に限る）に訓練を実施する事業主であること。  
（一定の要件等に該当する訓練の実施計画を作成し、都道府県労働局長の確認を受けた上で、その計画に基づき訓練を実施する必要があります）
- ② 訓練受講者に訓練期間中の賃金を支払う事業主であること。
- ③ 雇用保険適用事業の事業主であること。 等

☆ この奨励金は平成25年度末までの時限措置で、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で申請の受付を中止するとのことです。活用をお考えの場合は、気軽にお声かけください。

現在、第183回国会(本年1月28日に召集。会期は本年6月26日まで)が開かれています。厚生労働省からどのような法案が提出され、審議されているのでしょうか？ 法改正の動きを事前に知ることが、企業経営の安心にもつながります。ここでは概要をご紹介します。

### 第183回国会で審議されている主要な法案(厚生労働省関係)

#### 1 健康保険法等の一部を改正する法律案

① 協会けんぽの財政基盤の強化・安定化のため、平成22年度から平成24年度までの間講じてきた、国庫補助の13%から16.4%への引き上げ措置を2年間延長する等、協会けんぽへの財政支援措置を講ずる。

→この措置により、現行の協会けんぽの保険料率「平均10.0%」が平成26年度まで維持できる見通しです！

② 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労災保険の給付対象とならない場合は、原則として、健康保険の給付対象とすることを法律に規定する。等

→この法案は、予算編成の遅れから、予定した時期に成立させることができませんでしたが、そろそろ成立する見通しです。成立しましたら、改めて詳細をご紹介します。

#### 2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

① 厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行う。

② 国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

→①については、施行日以後は厚生年金基金の新設を認めないことも盛り込まれています。②はいわゆる「主婦年金(サラリーマンの妻の年金)」の話です。

#### 3 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

① 雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定める。

→例えば、車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること、知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること、等が想定されています。

② 障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定障害者雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

→平成28年4月(②は平成30年4月)からの施行を目指しています。平成25年4月から、企業に義務付けられている障害者の法定障害者雇用率が0.2ポイント引き上げられ、全従業員の2.0%とされましたが、今回の法律案が通ると、2.0%以上にさらに引き上げられることが予想されます。

障害者雇用についてなど、不安がありましたら、お声掛けください。政府も障害者雇用には積極的です。さまざまな種類の助成金も用意されています。ハローワークを通じた障害者の就職も現在増加傾向ということです。

## お仕事 カレンダー

- 6/10 ●一括有期事業開始届の提出  
(建設業)  
主な対象事業:概算保険料160万円未満で  
かつ請負金額が1億9000万円未満の工
- 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収  
税の納付
- 6/30 ●5月分の健康保険料、厚生年金保険料の  
納付

- 6/30 ●児童手当現況届の提出
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1  
期>
- 4月決算法人の確定申告・10月決算法人の  
中間申告
- 7月・10月・翌年1月決算法人の消費税の中  
間申告

あとがき◆当事務所より:労働保険(労災保険・雇用保険)の申告の用紙が緑色の封筒で届き始める頃です。労働保険の年度更新が終わるとすぐに社会保険の算定基礎届の提出です。どちらも7/10(水)が提出期限となります。